

公益社団法人東京社会福祉士会 平成30年度事業計画

I. 重点施策

「使命と役割」に基づき、5つの重点施策を中心にした会の活動を積極的に展開することにより、社会福祉士並びに本会の認知度の向上や入会者拡大などの成果に還元して、本会の成長スパイラルの進展を図る。会員数4,000名を目標とする。

1. 調査研究活動の推進（「使命と役割」②④）

調査・研究センターの各委員会における調査研究等を推進するとともに、委員会の連携による新たな事業展開について検討を進める。未成年後見については、事業化に向けた取り組みを引き続き進めていく。

2. 会の事業としての意義と役割をふまえた事業展開（〃②④）

低所得者支援事業センターについては、本会として事業を受託する意義と実施体制をふまえて事業を展開する。また、受託事業は社会福祉士の実践の場であることから、事業における取組内容の研究を進める。事業推進センターについては、本会に求められている役割をふまえ、事業のあり方を引き続き検討する。

3. 戦略的広報の推進と発信力の強化（〃①④⑤）

調査研究や実践の成果など、委員会・各センターの活動を広く会員などに周知するため、広報誌のより一層の充実を図る。会員や都民に、本会の情報がわかりやすく容易に届けられるようWeb.サイトの見直しを進め、各委員会におけるSNSを活用した情報提供の検討を進める。

また、会員や委員会の研究・実践の発表の場としての実践研究大会、都民を対象にしたソーシャルワーカーデー・イベントの開催により、本会の活動を広く発信する。

4. 高い倫理観の確立と知識・技術の向上に向けた研修体制の強化（〃③）

社会福祉士にとって根幹である高い倫理観を確立するため、認証研修や会員の倫理研修の充実を図る。また、本会独自の基礎研修方式を新たに実施するとともに、認定社会福祉士を目指す会員を増やしていく。各委員会においても生涯研修制度に対応する研修を推進する。日本社会福祉士会のeラーニング研修についても活用を図る。また、これらの研修実施のための事務の効率化を進める。

5. 会員情報の整理とその活用（〃①⑤）

メールアドレス等の登録や研修履歴と連動した会員情報のデータベース化の検討を進め、人材バンクとしての機能を持つことを目指す。

Ⅱ. 活動内容

1. 総会、理事会、業務執行理事会議、センター全体会議ほか

(1) 総会

定時総会を毎年6月末に開催し、理事及び監事の選任、貸借対照表・損益計算書の承認、定款・規則類の変更等を決議し、理事から本会の運営状況と事業概況を説明、報告する。書面表決による参加も含めて、7割を超える会員が出席している。

(2) 理事会

理事会は、臨時招集も含めて年間6～8回開催され、全理事と監事及び相談役の出席のもと、以下の職務を行う。

- ・本会の業務執行の決定
- ・理事の職務の執行の監督
- ・会長、副会長及び業務執行理事、その他主要な職責者の選定及び解職

(3) 業務執行理事会議、幹事会

会長の諮問機関として、業務執行理事会議と幹事会を設置し、それぞれ毎月1回開催する。

業務執行理事会議は、本会の重要課題について業務執行理事が協議し、意見集約と本会運営に関する情報共有を行う。また、幹事会では業務執行理事会議における議題の論点整理など、必要な協議・調整を行う。

(4) センター全体会議

2ヶ月に1回、各センターの代表者、調査・研究センターに属する委員会の委員長、事業推進センターの事業部長及び会長、副会長及び業務執行理事が出席し、本会運営に関する意見集約、各センター内の活動に関する情報共有を行う。

(5) 選挙管理委員会

会員理事選挙に関する下記の一切の業務を行う。

- ・選挙の公示 ・立候補の届出の受付及び審査 ・投票用紙の作成、配布及び回収
- ・開票及び投票の有効無効の判定 ・選挙結果の確定 ・総会における報告 ・その他

(6) 倫理委員会

本会が委嘱した会員以外を含む委員により、必要の都度、下記の事項について審議を行う。

- ・会員の倫理及び行動規範に関すること。
- ・会員の懲罰に関すること。
- ・会員に対する苦情、中傷等が持ち込まれた時の対処に関すること。
- ・会員の不服申立てに関すること。
- ・「倫理委員会規則」、「懲戒基準規則」及び「会員に対する苦情への対応及び会員に対する懲戒手続に関する規則」の改定に関すること。

(7) 個人情報保護管理委員会

個人情報保護管理委員会は、「個人情報保護管理規程」に従い、職員等に対する個人情報保護のための必要な指導、監督を行う。

2. 生涯研修センター

生涯研修とは、社会福祉士会に所属する会員が、倫理綱領に基づいた相談援助活動が行えるように必要な知識、技術の専門性と倫理性を向上させるために、生涯にわたり行う研修の総称をいう。

倫理綱領には、社会福祉士は福祉の専門職として「最良の実践」を行うために、スーパービジョンをはじめとした教育・研修に参加し、援助技術の改善と専門性の向上を図り、常に自己研鑽に努めるよう記載されている。生涯研修センターは、社会福祉を取り巻く状況の変化と社会の要請に応えるべく、会員に向けて生涯研修の情報と研修機会の提供を行っている。

また、高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、多職種連携及び地域福祉の増進を行うことや、人材育成において他の社会福祉士に対する指導的役割を果たす能力を有する認定社会福祉士等の取得、更新のための研修等の提供を行っている。

<p>事業目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉士の専門性の向上に関する支援、及び資格制度の充実発展、ならびに普及・啓発のため、生涯研修を行うことを目的とする。 ■認定社会福祉士制度における認証研修を会員により多く提供できるよう、各センター・事業部・委員会と協力して認証研修の企画・運営を行う。 また、スーパービジョンを受けやすい環境を作り、社会福祉士として専門性を活かせるよう支援する。 ■各センター・事業部・委員会で主催する研修運営の管理、承認を行う。
<p>30年度 重点課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯研修センターの構成員、ファシリテーター等の増員を図り、円滑な研修運営を行う。また、業務の必要性や役割に合わせた体制作りを意識し、構成員やファシリテーターの負担軽減となるよう努める。 2. 会員への認定社会福祉士制度の周知や認定社会福祉士取得の促進を行うとともに、認定取得を目指す会員のサポート体制を整える。また、認定社会福祉士を取得した会員には、本会開催の事業等で活躍いただけるよう協力を仰ぐ。 3. センター・委員会と協力し、会員のニーズにあった認証研修が開催できるよう企画・運営を行う。 4. 認定社会福祉士制度におけるスーパービジョンを希望する会員がスーパービジョンを受けられるよう、スーパーバイザーの育成とコーディネート体制を確立する。 5. 日本社会福祉士会が提供するeラーニング講座の受講を周知し、生涯研修(社会福祉士としての役割)や制度に関する動向の把握を促進する。 6. 研修の申込み受付をWeb.化し、受講申込みのシステム化を図ることにより、研修にかかる作業の効率化を図る。また、本会 Web.サイト上に研修専用ページを設け、研修情報の発信に努める。

<p>30年度 事業計画</p>	<p><認証研修></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共通専門「基礎研修」基礎研修Ⅰ (平成30年7月～11月予定) 2. 共通専門 // 基礎研修Ⅱ (平成30年5月～平成31年2月予定) 3. 共通専門 // 基礎研修Ⅲ (平成30年5月～平成31年2月予定) 4. 共通専門 ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ「ソーシャルワーク基礎研修」 (平成30年9月～10月) 5. 共通専門 // 「ソーシャルワークの価値的判断と倫理」 (時期未定) 6. 共通専門 人材育成系科目Ⅰ「スーパーバイザー育成研修」(平成31年3月予定) 7. 共通専門 地域開発・政策系科目Ⅰ「社会福祉系政策形成の基礎」 (平成31年2月予定) 8. 実習指導者講習会 (時期未定) <p><独自研修></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ファシリテーター研修「養成研修」「ステップアップ研修Ⅰ」「ステップアップ研修Ⅱ」 (平成30年4月～平成31年3月) 2. 第26回スーパービジョン研修 (平成30年9月～平成31年1月) 3. スーパーバイザー養成のための基礎研修 (平成30年9月～平成31年3月) 4. スクールソーシャルワーク研修 (時期未定) 5. 上記の研修を主催する他、独自研修の承認を行うため、各センター・事業部・委員会による研修計画等の確認を行う。 <p><本部></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定期的にセンター会議を開き、各センター・事業部・委員会で開催する独自研修の認証、共催研修の検討など、組織運営について協議の場を設ける。 2. 各センター・事業部・委員会と連携し、認証研修の協議・企画会議の場を提供し、主体的にかかわる。 3. 本会が独自に認証取得した研修(共通専門/ソーシャルワーク理論系科目Ⅰ/「ソーシャルワーク基礎研修」)は、時代による変化が少なく普遍性の高い内容であることから、テキスト化を進め平成31年度の出版を目指す。
<p>将来の展望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■認定社会福祉士の社会貢献が、社会福祉士の地位確立につながることを意識づけ、本会から認定社会福祉士がより多く輩出できる体系を確立する。 ■スーパービジョンの重要性を広め、個々の会員が社会福祉士として専門性を活かし、ソーシャルワーク業務を確立し担えるように支援を行う。 ■社会福祉士が職能団体に所属する意味や必要性、魅力を再認識できる大規模なイベント(研修、講演会、意見交換会等)を開催し、これにより会員の増員を図る。

3. 調査・研究センター

センターの組織強化と各委員会活動の充実を図り、魅力的な会作りの中核として、先進的活動や講座、研修などを開催するとともに、時代に適合した支援構築のために、必要に応じた検証や提案、新規委員会の設立を検討する。その他、実践研究大会への参加、委員会領域を横断した研究等の実施、実践的知識・技術・価値を得られる委員会活動、会員の委員会活動への参加促進などを目指す。

(1) 権利擁護委員会

事業目的	■社会福祉士の最も重要な役割のひとつである権利擁護(アドボカシー)を会員・市民に啓発する。具体的には、あらゆる権利擁護活動(代弁行為、虐待・権利侵害対応、権利行使の支援、成年後見制度など)に係る研究・学習を通して、社会福祉士の実践スキルの向上を図る。また市民に権利擁護活動を知ってもらい、社会福祉士の特性の理解・普及を推進する。
30年度重点課題	1. 運営体制の確立 委員会を定期開催し、運営・執行体制を整備する。 2. 権利擁護(アドボカシー)にかかる実践上の課題等の研究 会員の声を受けとめ、会員の関心領域から研究を行う。 3. 権利擁護支援に関わる社会福祉士のネットワーク構築 様々な視点(近接領域の他職種、研究者、一般企業等)を取り入れる。また、新入会員、権利擁護活動に関わったばかりの会員等に対する啓発活動を行う。
30年度事業計画	1.委員会の定期開催と委員の役割分担 委員会の定期開催年間計画に沿って5月・8月・12月・3月に開催委員の役割分担と体制づくりを行う。 2.研究会の開催 定期委員会とは別に講演会、シンポジウムなどの開催(年1回)を行う。 3.交流会の開催
将来の展望	■社会福祉士の実践に内在する権利擁護の視点を意識して、継続的に学習・研究を行う。幅広い意味でのアドボカシー活動をさまざまな方法で追及していきたい。

(2) 子ども家庭支援委員会

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ■会員に対する学習の機会および情報の提供 ■会員相互ならびに他団体との交流の促進 ■子ども・家庭・女性分野での問題提起 ■未成年後見の事業化に向けた体制の構築 															
30年度 重点課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員会活動を主体的に支えていく委員の確保 2. 子ども・家庭・女性分野での問題提起に向けた専門性の確立 3. 未成年後見の事業化に向けた調査研究の更なる進展 															
30年度 事業計画	<p>子ども・家庭・女性支援分野における下記の活動を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">回数</th> <th style="width: 20%;">時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 委員会</td> <td>6回</td> <td>隔月開催</td> </tr> <tr> <td>2. 学習会</td> <td>4回</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>3. 訪問学習会</td> <td>2回</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>4. 未成年後見部会</td> <td>8回</td> <td>概ね隔月</td> </tr> </tbody> </table>		回数	時期	1. 委員会	6回	隔月開催	2. 学習会	4回	未定	3. 訪問学習会	2回	未定	4. 未成年後見部会	8回	概ね隔月
	回数	時期														
1. 委員会	6回	隔月開催														
2. 学習会	4回	未定														
3. 訪問学習会	2回	未定														
4. 未成年後見部会	8回	概ね隔月														
将来の展望	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども・家庭・女性分野における会員相互の交流の場の提供 ■子ども・家庭・女性分野における具体的な問題提起を目指す。 ■未成年後見の事業化に向けた体制の確立 															

(3) 司法福祉委員会

<p>事業目的</p>	<p>■刑事司法の分野で福祉との連携(社会福祉士の関与)と期待が高まっている。事実、社会福祉士の職域が拡大している。この動きに応じるため、研修・研究・養成・登録のシステムを構築し、組織化と各人の技能を高める必要があり、そのための活動を強化する。</p>
<p>30年度 重点課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員会組織の拡大と整備 2. 各種研修事業の整備と充実 - 認証研修の実施 3. 東京司法・福祉連絡協議会の強化 4. 「刑事司法ソーシャルワーカー」の養成と登録 5. 関係機関・団体との連携強化 6. 国際、日本士会及び他の県士会との連携 7. 東京都の再犯防止推進計画に関与
<p>30年度 事業計画</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員会活動(月例会／勉強会、幹事会の開催等) 2. メーリングリストでの情報・意見の交換(予算なし) 3. 認証研修1(基礎研修)の開催 2日間 4. 公開講座の開催 2月23日(土)第4土曜日 (啓発・市民講座、早稲田大学社会安全政策研究所と共催) 5. 刑事司法への関与事業の実施／刑事司法ソーシャルワーカー養成講座開催 6. 刑事司法への関与事業の実施／名簿登載 7. 刑事司法への関与事業の実施／コーディネート・推薦・リスク管理 8. 刑事司法への関与事業の実施／継続(スキルアップ)講座の開催 9. 刑事司法への関与事業の実施／『判決後支援事業』の実施 10. 刑事司法の研究/「刑事司法福祉継続支援研究」事業 11. 東京司法・福祉連絡協議会の実施(予算なし) 12. 再犯防止推進計画への関与 13. 全国・関東ブロック士会の連絡協議会(仮称)との連携 14. 関係機関・団体及び地区会への委員及び講師の派遣 15. 保護司就任への協力事業の実施 16. 施設等の見学会の実施 17. 司法福祉『社会資源リストー都内版(仮称)』の作成
<p>将来の展望</p>	<p>■刑事司法の分野における社会の要望・期待に応える専門職(社会福祉士)の養成と組織化、及び活動の場(職域)の拡大と地位を確保する。具体的には、認証研修の開催、「刑事司法ソーシャルワーカー」の養成と組織化・(名簿)登載を通じ、弁護士会と強力な連携を確立する等で、新たな専門職の社会での周知を図る。</p> <p>■東京都の再犯防止推進計画に関与していきたい。</p>

(4) 就労支援委員会

事業目的	<p>■政府は「働き方改革」を掲げ、働き方に関して関心が集まるようになってきた。</p> <p>しかし、まだまだ就労の機会に恵まれない人たちも多く存在するうえ、働いていながらも困難を抱えている場合もある。</p> <p>■就労支援委員会では、就労に関わる諸問題について学び、支援力を向上することを目的とする。あわせて就労支援に関わる委員の交流を図り連携をすすめていく。</p>
30年度 重点課題	<p>1. 平成 30 年度は障害者総合支援法の改定もあり、就労支援においても新事業の開設など大きな変化が見込まれる。</p> <p>就労支援委員会では、福祉動向にしっかり目を向けるとともに、「就労支援」のあるべき姿についても議論を重ねていきたい。</p> <p>2. ステップアップ講座は、参加者、委員のニーズを踏まえ企画していく。</p>
30年度 事業計画	<p>■平成 30 年度は、ステップアップ講座を 4 回開催する。</p> <p>うち 1 回は実践研究大会での就労支援委員会としての参加を目指す。</p>
将来の展望	<p>■東京は日本の首都として他の地域とは異なる地域性があり、就労支援も進んでいると言われるが、様々な課題も多い。今後は、外国人労働者の問題や、ますます格差が広がる中での低所得層の増加などの社会的課題に対して、就労支援によって解決の糸口を見つけていくことを委員会として取り組んでいきたい。</p>

(5) 電話相談事業研究開発委員会

事業目的	■夜間時の高齢者等の孤独感・不安感・希死念慮の軽減と、利用者が本来持っている生きる力を相談員とともに見いだすことを目的に、匿名性・広域性を特徴とした対話型電話相談を実施する。
30年度 重点課題	<ol style="list-style-type: none">1. 電話相談員の質の維持、向上と新規相談員の確保をめざす。2. 都民や本会会員を対象に、相談スキル向上の機会を提供する。3. 平成29年度厚労省地域自殺対策強化交付金(自殺防止対策事業)に伴う当委員会が行った助成事業の成果を発信する。4. 安心電話設立20周年を祝賀する記念行事を開催する。
30年度 事業計画	<ol style="list-style-type: none">1. 相談員のスキルアップを目的としたカンファレンスを開催する。2. オープン研修会を開催し、都民や本会会員の相談スキル向上の機会を提供するとともに、新規相談員確保につなげる。3. 本会の実践研究大会をはじめ厚労省助成事業の成果を発信する機会を積極的に求め、安心電話が自殺予防に寄与していることをアピールする。4. 安心電話設立20周年を祝賀する記念行事として「設立20周年記念オープン研修会」と「祝賀会」を開催する。5. 民間助成団体等へ働きかけ、財源確保を目指す。
将来の展望	■あらゆる機会を通じて対話型電話相談技法の普及啓発を図る。 ■安心電話の相談活動を通じて、わが国の自殺予防に寄与する。

(6) 地域包括支援センター委員会

<p>事業目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■全国の自治体の取組み課題となっている地域包括ケア推進に関する情報交換、意見交換の場を設け、東京における地域包括ケア推進に寄与する。 ■地域包括ケア推進における社会福祉士の役割や活動成果などを内外に発信して、社会福祉士の社会的認知の向上を図る。 ■都内の地域包括ケア関連機関で働く社会福祉士が期待される役割を果たすことができるように、必要な知識、技術、価値の伝達、普及を進める。
<p>30年度 重点課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括支援センター配置の社会福祉士や関連職を対象の研修の企画・実施 2. 地域包括ケア推進に関する基礎的・専門的な研修の開催 3. 高齢者権利擁護実践研修・勉強会の開催 4. 情報交換会の企画・実施：地域包括ケア関連の社会福祉士等を対象に実施 (上記の研修会と連動して実施) 5. 情報発信・広報活動・調査活動 <ul style="list-style-type: none"> A: 会ニュースを通じた情報提供 B: 現場の状況に応じた提言の検討・発表 6. 協力・連携活動：関係団体(行政、社協等)との連携(委員派遣、情報交換等) 7. 研修の実施等を通じた社会福祉士会への会員加入の促進
<p>30年度 事業計画</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実務研修パートⅠ 7月 地域包括ケア推進・ソーシャルワーク研修 2. 実務研修パートⅡ 2月 地域包括ケア推進・ソーシャルワーク研修 3. 地域包括ケアを推進する社会福祉士を対象にした高齢者権利擁護実践研修 10月⇒権利擁護実践関連の業務に従事する社会福祉士を対象とした 高齢者権利擁護業務に関わる実践的支援についての研修実施 4. 委員会定例会毎月第3火曜日 19時～21時 (啓発・市民講座、早稲田大学社会安全政策研究所と共催) 5. 東京都社会福祉協議会地域包括ケア関連委員会に委員会メンバーが参加
<p>将来の展望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療、介護、生活支援、予防、住まい等の支援が、身近な地域で一体的に提供される、地域包括ケアの推進が全国レベルで政策的に求められている。 また分野横断、世代横断的に多様な主体が協働して取り組む、地域共生社会の実現、地域力の強化が求められている。一方で、地域社会の主人公である市民、地域住民主体の地域包括ケアの推進、地域共生社会の推進が必要であり、多様な場で活動する社会福祉士にはそのコーディネート役、専門性を持った推進役が求められている。 ■ 多様な職種が活動する地域包括ケア推進において、社会福祉士がソーシャルワーク専門職としての役割を発揮し、地域におけるソーシャルワーク実践を積み重ねていくことができるようにサポートしていくことを目的として委員会活動を推進していく。

(7) 障害者支援委員会

<p>事業目的</p>	<p>■障害者支援委員会は、主に障害者支援にかかわる会員相互の情報交換を行うほか、日々感じる課題等を、研修会を通して共有し解決に向けたきっかけづくりができる場を提供することを目的とする。特に社会福祉士としての専門性を支援現場でどう活かすことができるかという、実践力について考える機会とする。</p> <p>■またそのことに関係する研究を書籍としてまとめ、研修を企画・提供する。その他社会福祉における課題について調査研究し、施策に対する提言を行う。</p>
<p>30年度 重点課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員会の安定運営: 障害者福祉についての課題や問題を抽出し、社会福祉士として関わる際に、その中心となるネットワークを強化することが重要であることから、委員会のメンバー間の連携を強化するため、委員会の運営の安定を図る。 2. 調査研究: 障害者福祉に関わる様々な事柄を対象として調査研究を行う。今年度も引き続き、虐待について研究を行う。 3. 研修会の開催: 障害者福祉を取り巻く様々なテーマを取り上げ、実践に活かせる研修会を開催することで、社会福祉士のスキルアップにつなげる。
<p>30年度 事業計画</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員会の開催: 2か月に1回を基本に障害者支援実践研修会(プラ研)の企画、運営を行う。また障害者福祉や社会福祉全般にわたる問題や課題意識を共有し、解決に向けた検討や提言などを協議する機会としても活用する。 2. 研修会の開催: 前述のプラ研を会員や一般に向けて開催し、障害者福祉の現状把握や課題共有、支援スキルの向上や政策提言の学習の機会を提供する。これにより社会福祉士としての知力や技術の向上、課題解決力の向上に寄与する。 3. 調査研究: 今年度も引き続き虐待についての調査研究を継続する。虐待対応専門職チームの可能性を探りつつ、虐待解決方法についての勉強会等も開催する。 4. 各種事業への協力: 社会福祉士会が主催する事業や各部署が関与する事業への協力や参加を行い、社会福祉士会全体の運営に協力する。
<p>将来の展望</p>	<p>■プラ研については、社会福祉士が必置ではない障害福祉分野において活動する会員や障害者福祉に興味がある会員に対して行う研修として、広いテーマ設定で研修の機会を提供する。今後は、現在参加している方にも発信する機会を作り、相互に研鑽できる場として活用を図りながら、スキルアップに貢献する。</p> <p>■調査研究はその都度必要なテーマを設定して調査研究の成果を報告していく。今後は権利擁護の視点から、弁護士との勉強会を定期開催する。</p>

(8) 国際委員会

事業目的	<p>■社会福祉士として、幅広い知識と支援技術の修得を目指す。</p> <p>① 滞日外国人支援に関する知識を深め、ネットワークを形成する。</p> <p>② 幅広い視点で、国際的な社会福祉実践を展開するための調査、研究事業を行う。</p>
30年度 重点課題	<p>1. 実践現場における外国人支援の現状を学び、共有する。</p> <p>2. 外国人介護労働者についての理解を深める。</p> <p>3. 外国のソーシャルワークについて理解を深める。</p> <p>4. 活動を通じ、滞日外国人支援に関心がある社会福祉士のネットワークを作り、他の専門職とのネットワークにつなげていく。</p>
30年度 事業計画	<p>1. 学習会を2回開催する。(世界大会学習会、他)</p> <p>2. 現場での実践事例を持ち寄り話しあい、共有する。</p>
将来の展望	<p>■滞日外国人支援のためのネットワーク構築を図る。</p> <p>特に、外国人介護労働者については、介護福祉士会とも連携しながら、理解を深めるとともに、支援について考えていく。</p>

(9) 災害福祉委員会

事業目的	■大規模災害、並びに平常時におけるソーシャルワークの在り方について調査・研究を行い、災害時の社会福祉士の役割を明らかにするとともに、災害福祉の確立を目指す。
30年度 重点課題	■本会内の各委員会、地区会や関東ブロックの県社会福祉士会や関係機関等と交流・連携し、個別支援から広域的な支援やマネジメントにおいて具体的にできることを検討する。
30年度 事業計画	<ol style="list-style-type: none">1. 委員会、地区会への防災に関する啓発活動(出前講座)の実施と交流・連携2. 災害対策本部との共催による、災害に関する研修会の実施3. 災害時のソーシャルワークについての調査・研究活動の実施4. 関東ブロックの災害時のソーシャルワークに関する意見交流会等の参加
将来の展望	■首都直下型地震が、30年以内に70パーセントという高い確立で発生するといわれている。防災のための意識啓発を行い、都民の命を災害から守り、社会福祉士として関係機関、多職種と協力し、生活再建に向けての支援を検討する。

(10) 低所得者支援委員会

事業目的	<ul style="list-style-type: none">■今後展開される低所得者支援の各種施策や制度を学ぶ。■低所得者支援における社会福祉士としてのスキルアップを図る。■政策提言のための調査研究を推進する。
30年度 重点課題	<ol style="list-style-type: none">1. 委員会活動 毎月の定例会を開催し、各委員の活動及び、最新の関連制度を学ぶ。2. 研修活動 年間4回の研修(公開学習会3回、公開講座1回)を開催。3. 研究活動 フィールドワークとして清瀬市のハンセン病施設見学を予定。
30年度 事業計画	<ol style="list-style-type: none">1. 委員会活動 基本的には毎月第4金曜日に実施。2. 研修活動 公開講座は12月、公開学習会は時期未定。3. 研究活動 フィールドワークは5月～6月に実施予定。
将来の展望	<ul style="list-style-type: none">■低所得者支援センターが受託している事業の実践者との連携をはかり、政策提言ができるような活動を進めていく。

(11) 独立・開業型委員会

事業目的	■地域を基盤として、独立した立場でソーシャルワークを実践する独立型社会福祉士や、開業して活動をしている社会福祉士の相互交流と資質向上を図ることを目的とする。
30年度 重点課題	1. 委員会運営の基盤整備 2. 本会内における開業型社会福祉士及び他委員会とのネットワーク醸成 3. 日本社会福祉士会との情報共有・交流 4. 開業して取り組む会員の活動に資する機会の提供
30年度 事業計画	1. 平成30年度委員会定例会の実施 二か月に一回程度 2. 平成31年度独立型社会福祉士更新研修の検討 3. 平成30年度実践研究大会における研究発表もしくはポスター発表の実施 4. 平成30年度独立型社会福祉士養成研修の検討 5. 平成30年度独立型社会福祉士交流会実施の検討 6. 他独立・開業型委員会の今後の活動に関する検討
将来の展望	■平成30年度は、更新研修などの研修企画を含めた委員会活動の検討のため、定期的に委員会を開催し、平成31年度以降の研修企画及び委員会の活動の在り方を構築していく予定。

4. 低所得者支援事業センター

生活困窮者自立支援法等に基づく事業を自治体等から受託し、自治体が定める仕様に準じて組織的な事業運営を適正に実施する。

調査・研究センターの関連する委員会や生涯研修センターと連携を図り、事業従事職員の研修・研鑽体制を充実する。また、公益社団法人として職能団体に期待される役割と責任を認識し、利用者本位のソーシャルワーク実践を展開するとともに、得られた実践知を会の内外に情報発信していく。

委託先自治体に、社会福祉士の現場実習受け入れを働きかけ、社会福祉士の養成にも寄与していきたい。

<p>事業目的</p>	<p>■生活困窮者自立支援法等に基づく事業を自治体等から受託し、利用者本位の「より添い、ともに悩み、育み、創り出す」ソーシャルワーク実践を通して、東京における社会福祉施策の充実と改革に寄与する。</p> <p>ソーシャルワーク実践の普及啓発と社会福祉士の資質と認知の向上に寄与する。</p>
<p>30年度重点課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法等の改正を見据えて、委託された事業内容について、利用者本位の質と量が担保された事業実施のために、人材育成と労務管理を徹底する。 当センターの実施事業を内外に情報発信し、ソーシャルワーク実践の普及啓発及び社会福祉士の資質向上と社会的認知向上を図る。
<p>30年度事業計画</p>	<ol style="list-style-type: none"> <u>新宿区 拠点相談事業 とまりぎ</u> 新宿区内の公園や路上等で起居するホームレス状態にある生活困窮者に対し、路上生活からの脱出に対する相談支援を行う。また、衣類・乾パン等の提供及び、健康・衛生面からシャワーと洗濯機の利用の機会を提供する。 必要に応じて新宿区の要請を受けて巡回相談を実施する。 <u>新宿区（自立相談支援事業・住居確保給付金事・家計相談支援事業）</u> 自立相談支援事業・住居確保給付金事業・家計相談支援事業の3事業が、有機的に展開できるように、関係機関等と連携を図る。 <u>特別区人事・厚生事務組合 包括的施設支援事業</u> 厚生関係施設（厚生施設、宿所提供施設、宿泊所）の入所者が地域移行する際の

	<p>支援として電話相談・訪問相談を行い、希望者にはアパート等賃貸住宅契約時の「緊急連絡先」となる。入居後も次期更新までの2年間は支援を継続する。</p> <p style="text-align: center;">エール</p> <p>4. 狛江市「こまYELL」(自立相談支援・住居確保給付金・就労準備支援・こどもの学習支援事業)</p> <p>自立支援事業は、フードバンク狛江等の民間団体等との連携を深化させて、支援の更なる充実を図るとともに、家計相談支援事業の実施に向け体制を整えていく。就労準備支援事業では、就労訓練や就職先として、市内の事業者への開拓を関係部署機関と連携して進めていく。</p> <p>こどもの学習支援事業は、学校、教育委員会、子ども家庭支援センター等と連携して、学習面と生活面での支援を展開していく。学習ボランティアさんとの交流会を定期的実施する。</p>
<p>将来の展望</p>	<p>■改正社会福祉法(第106条の3) [平成30年4月施行]で掲げられている『包括的な支援体制』を実施する中で、培った実践知を生かして、将来の中核的な役割を担える人材育成につなげていきたい。</p>

5. 事業推進センター

事業推進センターは、東京における社会福祉の発展と改革に寄与する活動を行っていく。30年度は社会福祉を担う人材の育成、専門性の高い専門職の育成に努め、相互の事業ともに本会と連携し、円滑な運営を行っていく。また、職能団体としての専門的知識、技術を活かした活動を行い、先を見据えた新たな事業展開にも努め、情報発信していくことを目指す。

(1) 養成支援事業部

事業目的	<p>■主に、社会福祉士資格取得を目指す者を支援することで、以下の活動を通じて社会福祉士の活動認知を広め、当会への入会者促進をはかる。</p> <ul style="list-style-type: none">①国家試験に向けた受験学習会②福祉系学科を有する大学での国家試験に向けた受験学習会(大学受託事業)③実習指導者講習会修了者へのフォローアップ研修
30年度重点課題	<ul style="list-style-type: none">1. 平成29年度は、定員増による収益確保という重点課題にこたえるべく、20名増の60名で事業計画を策定したものの、結果は従前の定員40名も下回る37名の応募者に終わった。これを踏まえ、30年度は定員が充足できるよう、当会広報への協力依頼等、会内部と必要な連携を取りつつ、Web.サイトからの申込や広報誌を通じた告知を検討する。2. 実習指導者講習会修了者へのフォロー研修に関する必要性の意向が高く、生涯研修センターと協働しつつ、研修の在り方を再構築し、実施に向けて検討を進めていく。
30年度事業計画	<ul style="list-style-type: none">1. 養成支援事業部運営会議(4月、10月の2回)2. Web.サイトでの受験学習会の告知(4月)3. 受験対策学習会(8月～10月にかけて開催。全5回)4. 文教大学(7月～9月にかけて開催。全9回)5. 既存事業以外の取組(直前講座、他資格取得の対策講座、実習指導者フォローアップ講座など)を検討(10月)
将来の展望	<p>■当事業部の事業は、社会福祉士資格の取得を目指す人と、本会のファーストコンタクトとなり得るため、当事業部が企画・運営する受験学習会への参加をきっかけに、本会への入会促進を図りたい。</p> <p>■また、現在使用している学習会資料の統一化を図り、資料販売の可能性を探る等、本会の収益事業拡大に寄与したい。</p>

(2) 福祉サービス第三者評価事業部

事業目的	<p>■社会福祉士としての専門的視点をもとに、サービス提供事業所の福祉サービスの内容や組織運営について、事業所側と「共に考える」姿勢で話し合い、分析を行って、力を入れている取り組み、改善を期待したい事項などについて事業所の気づきを促す第三者評価を実施し、より質の高いサービスが提供されることを目的とする。</p>
30年度 重点課題	<ol style="list-style-type: none">1. 評価者が、評価の視点についての認識を深め、評価報告書作成能力の向上を図ることにより、質の高い第三者評価を実施する。2. 訪問調査時の効率の良いヒヤリングの方法を検討し、試行する。3. 継続的・安定的に一定数の評価を実施し、評価者のスキルアップを図るために、評価活動をリードするコーディネーターを養成・確保する。
30年度 事業計画	<ol style="list-style-type: none">1. 社会福祉士の職能団体として質の高い第三者評価を実施するため、評価者と事業部の力量・体制をふまえた評価に取り組む。2. 評価者のスキルアップを図るため、評価報告書作成能力の向上を目指した研修を実施する。3. 評価活動の中心となるコーディネーターの養成・確保に取り組む。4. 訪問調査時の効果的なヒヤリングを行うための方法を検討、試行、効果を図り、評価のプロセスを見直す。5. メーリングリストを活用し、第三者評価事業部の動向と東京都福祉サービス第三者評価推進機構の情報等の提供と共有を図る。6. 会事務局との役割分担をさらに明確にし、円滑な評価活動が実施できるよう運営体制の充実をめざす。
将来の展望	<p>■評価活動をリードするコーディネーターの人員の確保と事務局体制の確立を図り、第三者評価活動を安定的・継続的に実施する。</p>

6. 権利擁護センターぱあとなあ東京

権利擁護センターぱあとなあ東京は、会員の研修を全面的に見直し、平成29年度より認定社会福祉士認証・認定機構の認定を受けた2つの成年後見制度の研修を開催し、専門職後見人の養成だけでなく、成年後見制度にかかわる関係者にも広く研修受講を働きかけ、成年後見制度の充実および推進に寄与していく。また、会員に対しては、成年後見活動の実践に必要な研修を実施し、社会福祉士の質の向上に努めるとともに、都民や会員からの後見制度や後見活動の相談に対し引き続き支援を行っていく。

さらに、「成年後見制度利用促進法」および平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、各関係機関や専門職団体との連携を強化しながら、成年後見制度の利用が活性化されるよう、専門職団体としての活動を平成30年度も継続して推進していく。

事業目的	<ul style="list-style-type: none">■ 社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関する事業を実施する。■ 前項目を達成するために、成年後見制度の普及・啓発のための相談事業、成年後見人等及び成年後見監督人等の相談活動の支援に関する事業、成年後見及び権利擁護に関わる他の組織との連携、協力及び啓発活動の事業等を実施する。■ また、成年後見人等候補者の養成並びに成年後見人等及び成年後見監督人等の研修を実施し会員の質の向上を図るとともに、適切に成年後見業務を執行するよう会員支援のための事業を行う。
30年度 重点課題	<p>次の課題について部会と事務局が協力し重点的に取り組む</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会員支援の対象が多様化し、これまでの相談体制では充分に対応しきれない状態になってきている。本年度は、相談機能・人材育成を含めた体制の検討を進めながら、ブロック部会と初任者支援、コーディネート機能の連携を図る。2. 成年後見制度利用促進法施行2年目となり、東京における利用促進計画と照らし合わせながら、職能団体の果たすべき役割を考えつつ、各自治体・推進機関、専門職団体と連絡を取り、ソーシャルワークの専門職としての視点・提案・見解を発信していく。

<p>30年度 事業計画</p>	<p>(相談部会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 多様化した相談・面談・コーディネート機能等に対応できる相談体制の仕組み・体制づくりを構築する。 2. ブロック部会と相談部会が連携し、地域アウトリーチモデル事業を展開していく中で課題等を抽出しその解決策を協議し、全ブロックに展開していくための検討材料等を収集する。 <p>(研修部会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前年度に刷新した研修体制を維持し、より多くの会員が積極的に参加できる研修を企画、運営する。 2. 認証研修の「活用講座」、「成年後見制度後見の基礎」については、広く関係者に周知し、開催していく。 <p>(ブロック部会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他団体と連携し、行政の計画策定に協力する。 2. 地域アウトリーチモデル事業を実施する。 3. 関係機関との連携、定例会、モデル事業を通して地域課題を把握する。 4. サポーターによる初任者同行を継続する。 <p>(成年後見制度利用促進部会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定例部会の開催(月1回)当事者・親族の相談・支援(アウトリーチ)、中核機関の在り方、地域ネットワーク、アセスメント、市民後見人の養成等について、情報収集・意見交換を行い、ぱあとなあ東京としての見解・方向性をまとめる原案を検討する。 2. 自治体毎の取り組みについての報告会・情報交換会を開催(年2回程度)する。 <p>(法人後見監督部会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人後見監督業務を実施する。 2. 成年後見制度利用促進法における不正防止の取り組みの動向を注視し、新規受任体制の整備および、受任案件継続に関する検討を行う。 3. 専門職後見人を対象に、監督業務に関する研修等の企画、あり方を検討する。 <p>(事務局)</p> <p>■会員数の増加により管理体制の強化を早急に行う必要性がでてきたため、本年度内に「ぱあとなあ受任管理システム」の改訂を行い、円滑な処理・管理を図る。</p>
<p>将来の展望</p>	<p>■会員が地域において成年後見制度利用促進法における専門職の役割を果たすことにより、地域社会の福祉に貢献するという社会福祉士のミッションを実現する。</p> <p>■ぱあとなあ東京の主な収入源は、会員による定額負担金と受任負担金である。毎年一定数の新規会員の登録は見込まれるが、加齢や病気による活動の縮小や退会する会員も予想されることから、継続的に安定した収入の確保を検討する必要がある。</p>

7. 地区支援センター

地区支援センターは、各地区社会福祉士会と本会との連携や協力体制の構築を更に進める。各地区会において、会員相互の連携のみならず、各委員会、各センターとの連携・協働をはかる。情報交換・共有の場として地区支援センター全体会議、ブロック長会議等を適時開催する。

事業目的	<p>■各地区社会福祉士会(以降「地区会」と表記)と本会とが、相互に連携して協力ができる体制を構築し、地区会の育成と支援と通じて、本会の活性化と発展に寄与する。</p>
30年度 重点課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. イベントや実践研究大会等の行事に際し、地区会との緊密な協力体制を築き、必要があれば、適時に連携して機能する基盤を形成する。 2. 活動が活発でない地区会には援助を申し入れ、必要があれば随時協力する。 3. 各地区会の口座開設の徹底をはかる。 4. 地区支援センター全体会議の在り方と運営方針について検討する。 5. 助成金申請時の提出書類に関する規定を周知徹底する。 6. 地区会とばあとなあ東京のブロック部会とが連携して地域活動のイベント等で協働し、東京社会福祉士会の知名度を上げる。
30年度 事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. イベント、行事等への各地区会の積極的参加を促す。 2. 各地区会への必要な会員情報を提供し、地区会・ブロック会運営上の相談支援を行う。本会からの情報提供及び周知を徹底する。 3. 地区会口座を持たない会に対し、必要性を説明し口座開設を促す。 4. 前年度末現金預金残高の規定を見直し、助成規程を改正する。 5. 助成金申請に際し、総会資料の添付を促す。 6. 地区支援センター全体会議を開催し、地区会と本会及び地区会相互の情報交換・情報共有を行う。また、必要に応じて地区ブロック長会議を実施する。 7. 助成金を支給し、地区会の活動を支援する。
将来の展望	<p>■地区会が活発に活動を行い、地域の福祉に貢献することで、社会福祉士が専門職として地域に認知されることが望まれる。</p> <p>■地区会活動とその情報発信が本会組織全体の連携強化と発展の原動力となり、会員同士の繋がりが密になることが望まれる。</p>

8. その他

(1) 福島県復興支援員活動事業

事業目的	<p>■平成24年に発生した東日本大震災により、福島県から東京都へ避難した方々に対し、福島県駐在員・東京都・(社)東京臨床心理士会とチームを組み、戸別訪問を通じた相談支援を行う。</p> <p>■東京都の支援員チームの専門性を生かし、関東6県の復興支援員、各市町村等の復興支援員との連携とサポートを行う。</p>
30年度 重点課題	<ol style="list-style-type: none">1. 分散避難状態にある避難者に対し戸別訪問を行い、帰郷後または居住地における住宅・生活の情報提供や、精神面、日常生活の困りごとの相談対応を行う。2. 避難元・避難先自治体や民間支援団体と連携し、有効で円滑な支援活動を行う。
30年度 事業計画	<ol style="list-style-type: none">1. 分散避難状態にある避難者に対する戸別訪問2. 避難者への住宅・生活などの情報提供、精神面、日常生活での困りごとへの相談対応3. 避難元・避難先自治体や民間支援団体などとの連携4. 市町村復興支援員の活動支援 <p>対象(平成29年11月時点) 福島県県外避難者 34,419人の内、東京都内在住者 4,198人</p>
将来の展望	<p>■福島県では、県外避難者に対し、以下のことを掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none">・関東各都県を始めとする全国20箇所程度の「生活再建支援拠点」の設置による相談機能の強化。・「生活再建支援拠点」所在地を中心に開催する相談会・交流会・説明会の開催頻度の大幅拡大。 <p>■福島県の活性化につながる支援となるよう、専門職としての訪問相談活動を継続していく。</p>

(2)災害対策本部

事業目的	<ul style="list-style-type: none">■大規模災害時に対応できる体制を整備し、本会活動を維持する。■大規模災害発生時に被災住民の相談支援活動を行う。
30年度 重点課題	<ol style="list-style-type: none">1. 東京都との災害支援協定締結に沿った支援ができる体制づくりをする。2. 災害支援協力員の質の向上のための研修会の実施および新たな養成研修を実施する。3. 東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会に積極的に参加し、災害時における都内の他団体との連携の中で対応していく体制づくりをする。
30年度 事業計画	<ol style="list-style-type: none">1. 連携ネットワークにおける災害時対応マニュアルの作成2. 災害時における権限の委譲と災害対策本部機能の強化3. 災害支援協力員の養成および協力員の質の向上を図る研修の実施4. 関東甲信越ブロック社会福祉士会災害連携会議幹事会として、ブロック内の課題整理と災害に備える体制づくりをする。5. 東京都との協定に基づき「災害復興まちづくり支援機構」の活動に参加6. 被災地に福祉専門職を派遣する「東京都災害福祉広域ネットワーク推進委員会」の活動に参加し、ネットワークを形成していく。
将来の展望	<ul style="list-style-type: none">■いつ災害が起こっても対応できるように体制を整備していく。■福祉の専門家として、社会福祉士が災害時にどのようなことができるのかを整理し、その質を高めて相談援助の必要性をアピールしていく。

(3)広報推進本部

<p>事業目的</p>	<p>■社会福祉士の実践に基づく調査研究結果の発信、社会福祉士の機能と役割の社会的認知を向上させる広報活動、会員相互の交流促進や入会の促進となる広報活動を効果的・効率的・戦略的に行う。</p> <p>■会から会員に向けた発信機能を広報誌及び Web.サイト、会から市民・社会に向けた発信機能をホームページとソーシャルワーカーデー、会員から会員に向けた発信機能を実践研究大会と位置づけて、それぞれの機能を重視した活動を行う。</p>
<p>30年度 重点課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広報誌については、社会福祉士実践の体現は委員会等の活動であると捉え、その実践成果や英知を会員及び社会に発信し、社会福祉の敷衍をはかるものとする。 2. Web.サイトについては、下記の方針で機能の充実と強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・会員向け機能として、活動紹介や研修会・講演会申込の利便性を向上させる。 ・非会員向け機能として、入会促進に寄与するコンテンツを充実させる。 ・外部向け機能として、動を広く理解いただけるよう発信機能を向上させる。 3. 実践研究大会の充実を図るべく、基礎研修その他の活動との連動を図る
<p>30年度 事業計画</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. Web.サイトの利用促進を企図し、受け手目線での再構成をおこなう。 2. 広報誌リニューアル後の評価軸・項目を検討し、評価をおこなう。 3. センター全体会議等を通じて情報収集し、会の活動を発信する機能を充実させる。 4. 会員や市民等からの声を集め、会(委員会等)の活動へフィードバックする。 5. 広報誌と広報の広告に関する告知を会員内外に広くおこなう。 6. 実践研究大会の実施により、安定的な発表機会を確保する。
<p>将来の展望</p>	<p>■広報活動を通じて、下記の貢献・寄与を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士の社会的認知の向上及び役割と機能の浸透 ・各センターや各地区会等における会員活動の活性化 ・会員の資質向上に対する意識の向上、会員の会に対する帰属意識の醸成 ・全国大会の開催に向けた準備を行う。

(4) 事務局

<p>事業目的</p>	<p>■本会全体の運営と事業推進をサポートし、会員の活動を底辺から支えることによって、東京社会福祉士会全体の成長と発展に寄与する。</p>
<p>30年度 重点課題</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公益社団法人として5年が経過し、当会が更なる成長・発展を遂げていくための次のステージに向けて、事務局の基本機能を再検討し強化していく。 2. 事務局推進体制を見直し組織力を高めるとともに、業務そのものを見直してムダ・ムラ・ムリをなくし、業務運営の安定化と効率化をはかる。 3. 各センター・本部・理事会との連携強化をはかり、会として環境の変化に機敏に対応できる体制と仕組みを整備していく。
<p>30年度 事業計画</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ツール導入により研修受付のWeb化と処理手続きのシステム化をはかり、受講者への利便性向上と事務作業の効率化、研修の見える化を実現する。 → 4月～5月を目標 2. 事務局から会員、及びセンター・事業部・委員会への情報伝達の在り方を見直し、確実かつ効率の高いネットワークを構築する。 → 7月目途 3. 職員の就業システムと給与計算システムを連動させ、事務の効率化をめざす。 → 9月目標 4. 起案承認システムと支払い処理を連動させ、チェック機能を強化するとともに会計処理の効率化を追求する。 → 10月目標 5. 入退会手続き処理の見直しとチェック管理方法を確立する。 → 6月目標 6. 会員情報の整備と当会人材バンク構想への基盤を固める。 → 12月目標
<p>将来の展望</p>	<p>■以下の3つのキーワードを目標に掲げて推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会全体のローコスト運営の実現 2. 組織力をフルに発揮したハイパフォーマンスの実現 3. 業務の透明性とガバナンス機能の強化 <p>■新しい『働き方改革』にチャレンジしていきたい。</p>